

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2024-06

ハイライト：

「特許庁、日・米・韓の特許権利者の変動情報データ約2,800万件をオープン	1
「気候危機の克服」グリーン技術の特許獲得が早まる	2
サービス商標権だけあればアプリの発売可能」・・・商標権紛争に新たな判例	3
サムスン電子、米半導体企業「ネットリスト」との特許紛争で勝訴	4
「世界初」1気圧でダイヤモンドの生産に成功	5



IP制度

「特許庁、日・米・韓の特許権利者の変動情報データ約2,800万件をオープン

-国内外の国・企業別の技術移転および技術開発動向の把握が可能

-知的財産情報サービス企業訪問、データ利用活性化のための懇談会開催

特許庁は、国民及び企業の国内外の特許情報の活用をサポートするため、5月22日に特許情報活用サービスを通じて米国、日本、韓国の特許権利者の変動情報データ計2,800万件を公開した。

特許情報活用サービスは、特許庁が運営する公共データオープンプラットフォームで、国内外13ヶ国の産業財産権(特許・商標・デザイン)公報や特許行政情報などで構成された計120種のデータ商品をファイルまたは公開APIの形でオープンデータ化している。

今回公開した権利者変動情報は、国内外の特許データから権利者変動履歴及び最終権利者情報を抽出し、標準に合わせて構築した情報資料のデータベースだ。

従来は、最終の権利者情報のみが提供され、ユーザが権利者の変更履歴を把握するのは容易でなかったが、今回のオープンデータにより、特許の国内外取引など移転および技術開発動向を簡単に分析・活用できるようになった。

特許庁は、オープン需要の高い中国の特許公報に関する韓国語の翻訳データ及び韓国の革新分類体系分類コード(KPC)のデータも、今年7月と10

月にそれぞれオープンデータ化する予定だ。

特許庁の産業財産情報局長は、知的財産情報サービス企業であるクラリベイト・アナリティクスコリアを訪問し、知的財産データの利用活性化のために現場でのコミュニケーション懇談会を開催した。

今回の訪問は、特許情報を利用する企業のサービス開発現況およびクレームを聴取し、協力案を議論するために設けられた。議論された事項は、今後特許データ構築とオープン政策樹立の際に検討して反映される予定だ。

特許庁の産業財産情報局長は、「グローバルなAI競争時代に、国家競争力はAIサービスの開発に必要な学習用データをどれだけ多様で膨大に確保できるかにかかっている」とし、「特許庁は今後もデータ活用企業など利用者の需要と意見を積極的に取りまとめデータのオープン化を拡大していく」と明らかにした。

「気候危機の克服」グリーン技術の特許獲得が早まる

-二酸化炭素の捕集と直接関連するグリーン技術特許優先審査の要件を緩和

-グリーン技術認証など付加条件の削除で出願人の負担減少及び利用の拡大を期待

特許庁が炭素削減に貢献するグリーン技術の特許出願に対し緩和した優先審査の要件が、5月24日から適用されている。迅速な審査と権利化支援のためだ。

優先審査を利用する場合、一般的な特許審査（16ヶ月、2023年12月基準）に比べて14ヶ月以上早く審査結果を受けることができ、気候危機に対応するグリーン技術の迅速な権利化に役立つものと期待される。

グリーン技術優先審査の要件緩和措置は、特許出願された発明が二酸化炭素の捕集と直接関連する技術であり、特許庁が付与する新特許分類を受ける

だけで優先審査が申請でき、追加の証憑や付加的な条件も要求されない。

具体的な技術分野は、▲排出される二酸化炭素の捕集および運送ネットワークインフラの構築・運営技術、▲捕集された二酸化炭素の処理および永久隔離技術、▲バイオ炭(Biochar)の製造および土壌散布技術に関する。優先審査の対象となる新特許分類は、特許庁のホームページ(kipo.go.kr)で確認できる。なお、バイオ炭はバイオマスと炭の合成語で、酸素がない環境で熱分解して作られた炭素含有量の高い固形物であり、土壌に投入すると炭素濃度を低減することができる気候変動緩和技術の一つだ。

従来は、グリーン技術関連の特許出願が優先審査を受けるには、グリーン専門企業の認証を受けたり、国や地方自治体から金融支援を受けているなどの付加的な条件を要し、気候変動対応技術の開発に専念する研究者や発明者がこれを利用するには困難な点があった。

今回の制度改善を通じて、グリーン技術の認証及び金融支援に関する負担が減り、出願人の利用が拡大されるものと期待される。

特許庁は、「迅速な権利獲得で競争優位性を確保することにより、さらなる技術革新が可能」とし、「世界がカーボンニュートラル目標のために努力している状況の中で、関連の技術を迅速に権利化し、国家的な環境問題の解決に貢献できるよう努めていく」と語った。





特許判例

サービス商標権だけあればアプリの発売可能」・・・商標権紛争に新たな判例

自身が作った製品やサービスをアプリで発売する際、既存の商標をそのまま使ってもよいのか？

一見すると当然使えると思うが、法的に見ると問題は複雑になる。商標権が認められるための商標登録過程で、当該商標権が国際標準分類45種のどれに属するかを確認して「商品分類」を指定しなければならず、指定した商品分類の範囲でのみ権利が認められる。

例えば、特定商標権を電子金融サービス(第36類)で認められたとしても、アプリの商標権(第9類)を得ていない場合、サービスや製品及びアプリの名前を共に使用できるか否かで争いが生じ得る。

紛争を防ぐために、企業はできるだけ多くの商品分類で商標権を確保することもある。しかし、この過程で不必要な経費や業務が生じ易く、実際には使われていないが先に登録された商標のために、神経を使わなければならないこともある。

そのような中、適切な法的対応を通じてサービスの名前をそのままアプリでも使えるようになったケースがあり注目されている。口座ベース決済サービスのトップ企業「Hecto Financial」の判例だ。

Hecto Financialは、現在「010PAY」という名前で各種金融サービスを提供している。サービス提供のために、会社は電子金融サービス関連の「第36類の商標権」を取得した。また、当該商標権を基にモバイル環境で金融サービスを提供するため「010PAY」アプリを運営している。

Hecto Financialは、2021年に「010PAY」をスタートしたが、他の会社が「010PAY」商標のアプリに関する「第9類の商標権」を取得しており、法廷攻防を繰

り広げることとなった。特許審判院に続き特許法院までもちあがった法的争いの結果、Hecto Financialは「010PAY」アプリを既存の名前のまま使えるようになった。

特許法院は、審決で「確認対象標章は、被告の登録商標と同じ範囲に属する商標に該当するので、本事件審判請求は登録された商標を確認対象標章としたものであり不適合」との理由から原告の事件審判請求を却下し、Hecto Financialに軍配をあげた。法院は、Hecto Financialの「010PAY」アプリを「010PAY」電子金融サービスの一環と見たわけだ。

特許専門家は、今回の判決がサービスの商標権を有する場合、これをアプリでも使用できるという判例が出されたことに意味がある、と説明した。

また、「以前はアプリでサービスを提供しながら商標を表示することが、商品に対する商標使用なのか、サービス業に対する商標使用なのか、特許法院や大法院において明示した判例が提示されていなかった」とし、「今日、多くのサービス業がアプリを提供しており、需要者もこれを通じてサービスを受けているだけに、今回の判決は、アプリを利用してサービスを提供する事業者にとって、第9類のアプリケーションソフトウェアの商標登録が確保できていなくとも、当該サービス業の商標登録を有しているだけで商標権侵害のリスクを負わずに済む、というガイドラインが提示された」とし、判決が示唆する点について語った。

韓国の消費者がアプリに支出する額は、約79億ドルで世界4位だ。市場が大きくなるにつれ、アプリが商品・サービスなどを提供する必須の手段となっているが、アプリの商標権に関する明確なガイドがなかったのは、企業家にとって負担であった。今回の判例により、商品の出所の誤認・混同による販売者及び需要者の被害を防ぐという商標法の目的及び趣旨が、一層明確になった。

Hecto Financialの関係者は、「アプリの発売当初から、『010PAY』アプリは電子金融取引サービス提供のための手段に該当し、他人の登録商標を侵害しないことを外部の諮問などを通じて確認してきた」とし、「アプリケーションが、サービス提供の上で

必須の手段に挙げられる時代にあって、意味ある判決がなされたと思う」と語った。



紛争

サムスン電子、米半導体企業「ネットリスト」との特許紛争で勝訴

4千億ウォン（約460億円）の賠償金支払いの根拠が無くなる…特許5件すべて無効

サムスン電子が米国の半導体企業ネットリストとの特許無効訴訟で勝訴した。

米特許審判院（PTAB）は、4月2日（現地時間）、サムスン電子が提起した特許無効訴訟2件に関し、サムスン電子に軍配を挙げた。

すでに無効審決を受けている3件を含むと、ネットリストが特許侵害を提起した5件の特許の全てが無効判定を受け、昨年4月、米テキサス東部連邦地方裁判所で行われた訴訟の支払判決の根拠も全て無いものとなった。

米カリフォルニア州アーバインに本社を置くネットリストは、2000年に「LG半導体」出身のホン・チュンギ代表が設立した会社だ。

サムスン電子とネットリスト間の訴訟は、2015年に両社が締結した共同開発及びライセンス契約に対し、ネットリストが契約違反を主張したことから始まった。

ネットリストは2021年、サムスン電子のクラウドコンピューティングサーバに使われるメモリ技術が自社の特許を侵害したとして、訴訟を提起した。

ネットリストは、自社の技術がメモリモジュールの効率を高め、大量のデータから短期間に有用な情報を引き出すことができるものだが、サムスン電子がプロジェクトで協業した後にこの特許技術を持ち出したと主張した。一方、サムスン電子は、ネットリ

ストの特許は無効であり、自社の技術はネットリストの技術とは異なる作動だとして対抗した。

これに対し2023年4月、米陪審員団は、サムスン電子がネットリストの特許5件を侵害したと評決し、同年8月、裁判所は陪審員団の評決を受け入れて、サムスン電子がネットリストに3億300万ドル（約4千億ウォン）の賠償金を支払うよう命ずる判決を下した。

サムスン電子は、侵害が主張された5件の特許に対して米特許審判院に特許無効審判を請求し、今回の2件を含む特許訴訟に関する5件に対して、全て無効審決が宣告された。

ネットリストが訴訟の根拠として提示した特許が全て無効とされたことにより、業界では両社間の特許紛争で、サムスン電子が勝機をつかんだと分析している。

ただし、ネットリストが今回の無効審決に対し控訴する可能性もある。その場合、控訴裁判所で最終的に確定される見込みだ。

草月邑で「草月」の商号が使えない… 警告状を受けた食堂、なにごとか

京畿道広州市草月邑で5年間飲食店を営んでいるA氏は、最近「警告状」と書かれた内容証明を受けとった。商号に入っている「草月」が登録商標なので使用を中止して損害賠償せよとのことだった。警告状は、A氏だけでなく草月邑一帯で「草月」の商号を使用している食堂やカフェの事業主など10人余りに送達された。他の地域で「草月」の商号を使用している事業主も、事情は同じとのこと。

この警告状は、ソウル市西大門区に住むシン某氏の委任を受けた法務法人から送られてきた。シン氏は、2021年4月5日付で飲食店などを指定して「草月」の商標を登録した。シン氏は「草月」の商号を売り場の看板、ホームページ、インターネットの検索結果等から除去・削除するよう要求した。また、「過去3年間、商標権侵害にともなう示談金300万ウォン（約34万円）ずつ支払わなければ、商標権侵害により、得た利益の全てを損害額として請求する訴訟を起す」と

している。

シン氏が特許庁に登録した商標は、ハングルで「초월(草月)」だ。字体が特別であったり、他の模様が追加されてるわけでもない。何よりも長い歴史のある地名なので、草月邑の事業主たちはどうい理解できないという反応だ。商標法では、「顕著な地理的名称は、商標権侵害が成立しない」となっている。ただし、京畿、広州などと異なり、邑の名前である「草月」が「顕著な」ものかについては議論の余地がある。

초월

シン某氏が登録した「초월(草月)」商標

シン氏は、ソウル市弘大入口の飲食店街に本店を置く別の名のフランチャイズ焼肉店を営んでいることが分かった。シン氏は2021年に「草月」の入った外食業個人事業者を登録したが、2023年7月に廃業した。実際に登録商標「草月」を使って営利行為を行っていたかは不明だ。

A氏は、「町の名前を人より先に商標として登録したからといって、その町の人たちに示談金を要求するとはばかげている」とし、「しかも、3年間沈黙していて突然示談金を要求するという行為は、事業主達が見慣れた商号を変えにくい点を悪用している」と語った。なお、「000草月店」のようなフランチャイズ店には、「地名表記」と判断してか警告状はこなかったという。

草月邑の事業主達は緊急会合を開いて、共同対応に乗り出した。彼らが諮問した弁理士は、「草月は地名なので商標権侵害が認められない可能性があり、シン氏の商標登録以前から商号として使っていたという点を積極的に主張すべき」とした。事業主のB氏は、「たとえ、シン氏の商標権が認められても、我々は侵害する意思が全くなかった」とし、「不特定多数の人を追い詰めて、300万ウォンずつ奪い取ってやろうという意図にしか思えない」と語った。

シン氏側の弁護士は、「シン氏の依頼で、インターネットを検索して『草月』の商号を使用している全国

の飲食店など100ヶ所余りに同じ警告状を送った」とし、「草月邑地域の事業主が、草月という商号を使うことも当然問題となり得る」と語った。また、「商標権を侵害していても示談金を支払えば商号を継続して使用できるが、受け入れなければ委任者の意思に従って法的措置をとる予定」と語った。



「世界初」1気圧でダイヤモンドの生産に成功

-高温高压でのみダイヤモンドが合成されるという既存のパラダイムを打ち崩す

-ダイヤモンドを活用してナノサイズの磁気センサを開発、量子コンピュータ分野等の応用に期待

我々の周辺の大気圧である1気圧でダイヤモンドを合成させる方法が世界で初めて開発された。

基礎科学研究院（IBS）多次元炭素材料研究団のロドニー・ルオフ団長の研究チームは、4月25日、ガリウム、鉄、ニッケル、シリコンで構成された液体金属合金を利用して、1気圧でダイヤモンドを合成することに世界で初めて成功したと発表した。

ダイヤモンドは優れた熱伝導性と固さ、耐化学性を有する炭素物質で、電子機器の熱伝導体、半導体の温度上昇を防ぐ放熱装置など活用度が非常に高い。しかし、このようなダイヤモンドを合成するのは非常に難しい。大半のダイヤモンドは摂氏1300～1600℃に近い高温と標準大気圧の5～6万倍に達する高压条件でのみ合成されるためだ。また、高温高压条件を維持するための圧力セルのサイズ制限のため、合成可能なダイヤモンドの大きさは約1立方センチに制限される。

IBS研究チームは、このような既存のダイヤモンド合成パラダイムを完全に覆し、1025℃の温度と1気圧の圧力条件で初めてダイヤモンドを合成した。

まず研究チームは、急速な加熱と冷却可能な「RSR-S」という装置を自主製作し、3時間かかる既存の装置とは異なり、15分で全ての実験準備の過程が完了するようにした。RSR-S装置は、温度と圧力を素早く調節して液体金属合金を作る装置で、ダイヤモンドを成長させる上で最適の温度、圧力、液体金属合金比率の条件を探るために、数百個の媒介変数を調整するのに使用された。

研究チームは、メタンと水素からガリウム77.75%、ニッケル11.00%、鉄11.00%、シリコン0.25%で構成された液体金属合金を作った。そして下部表面で、ダイヤモンド構成物質である炭素が拡散することを確認した。液体金属合金の下部で炭素の拡散が1025℃及び1気圧で行われることによりダイヤモンドが成長するという事実を明らかにした訳だ。

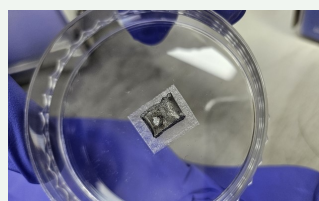
また、「光発光分光法」の実験を通じて、物質に光を当てて放出される波長光を分析することで、ダイヤモンド内の「シリコン空隙カラーセンター」構造を発見した。これは、液体金属合金の構成要素の一つであるシリコンが炭素のみからなるダイヤモンド結晶の間に挟まれている構造だ。この時、シリコン空隙カラーセンター構造は量子サイズの磁性を有して磁気感度が高く、量子現象(量子的な特性)を示す。そのため今後、ナノサイズの磁気センサの開発及び量子コンピュータ分野への応用が期待される。

共同著者であるソン・ウォンギョン研究委員は、「今回の研究結果を基に、より容易に大きなダイヤ

モンドが作れるようになった」とし、「液体金属合金の構成を他の金属で代替する方法を探し、さらに幅広い実験条件でダイヤモンドを合成する道を開いていく」とし、後続の研究への期待を示した。

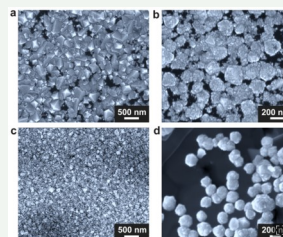
研究をリードしたロドニー・ルオフ研究団長は、「半導体、機械産業のような主要産業に直接連結できるダイヤモンド合成基盤技術を獲得した」として「韓国が、今後早期に応用分野を拡張することで、関連の産業を先導できると期待する」とした。

研究結果は、国際学術誌「ネイチャー (Nature、IF64.8)」4月25日のオンライン版に掲載されている。



RSR-装置を通じて作られた
ダイヤモンド結晶

[基礎科学研究院 (IBS)]



多様な成長条件で成長した
多様な形態のダイヤモンド

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : http://haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr